

令和5年度さいたま市包括外部監査 概要版

1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定めるさいたま市との包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件

消防事業の財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

令和4年8月には、新型コロナウイルス感染症陽性者の救急搬送件数が過去最多を記録したことに伴い救急搬送の困難事案についても頻発し、災害レベルともいえる状況に直面することとなっている。また、我が国を含む世界的な気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、さいたま市でも地震や大雨による自然災害に備え、防災・消防体制の強化が求められることとなっている。

さいたま市は、「さいたま市総合振興計画基本計画」（2030さいたま 輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン）（以下「総合振興計画」という。）において、防災・消防の分野の目指すべき方向性として、災害に強い都市の構築（市民の生命・身体及び財産を守り、安全で安心に暮らせるよう、災害に強く、災害があっても都市機能の回復が図られる強じんさを併せ持つ都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら防災・消防体制の充実を図る。）を政策の柱としている。これを達成するための施策として、消防の分野において、「消防・救急体制の充実強化」を掲げており、消防局が中心となり、具体的な目標設定及び具体的な事業への落とし込みを行い、日々の消防事業の円滑な運営に努めている。

さいたま市の、令和4年度の一般会計歳出当初予算額6,373億円のうち、消防費は175億円と全体の3%弱であることから、必ずしも大規模なものではない。しかしながら、火災の予防、警戒、鎮圧及び救急業務、その他災害の防除、災害による被害の軽減の活動や救命救急活動などを通じて市民生活を守る重要な役割を担っていることから、限られた予算の中でも持続可能なものである必要がある。

そのため、消防事業について、その合規性を見るとともに経済性、効率性、有効性の観点から監査人の視点で検討を行うことが有意義であると判断し特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

令和4年度及び必要に応じ他の年度

5 監査対象部局

消防局及び必要に応じ関連する部局

6 主な監査手続について

実施した監査手続は以下のとおりである。

- ◆さいたま市消防力整備計画及びさいたま市消防団充実強化計画の遂行状況について、関連書類の閲覧と担当課へのヒアリングを行った。
- ◆合規性の観点で事務書類の関連規則等との照合を行った。
- ◆事業の実施に際し、経済性・効率性・有効性をどのように担保しているかについて関連資料の閲覧と担当課へのヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ◆その他監査の過程で必要と認めた手続を実施した。

7 外部監査の実施期間

令和5年7月24日から令和6年3月31日まで

8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	長村彌角
公認会計士	田高禎治
公認会計士	西村仁志
公認会計士	菊地健太
公認会計士論文式試験合格者	高橋英隆
公認会計士論文式試験合格者	福井 拓
公認会計士論文式試験合格者	橋本雄一

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

2 結果、意見の概要

監査の結果又は意見の概要は以下のとおりである。

なお、ページ番号は、報告書本体の結果又は意見が記載されたページ番号を記載している。

事務等	表題名	結果 又は 意見	ページ 番号
契約事務	トータルコストを考慮した委託先等の選定	意見 1	50
	競争入札の可否を検討すべき随意契約	意見 2	51
	一般競争入札の可否を検討すべき指名競争入札	意見 3	51
	実質的な競争原理が働いていない可能性のある入札について	意見 4	52
	再委託について	意見 5	53
備品等管理事務	添付された備品票と重要備品一覧の不整合について（救急課）	結果 1	55
	消防車両及び資機材の管理について（警防課）	意見 6	56
	旧中央消防署跡地の所管について（消防施設課）	意見 7	57
勤怠等管理事務	時間外勤務を含む勤怠のシステム管理について（消防職員課）	意見 8	58
	特殊勤務手当の管理方法の統一化について（消防職員課・警防課）	意見 9	58
その他の事務	消防分団が購入する物品の取扱いについて（消防団活躍推進室）	意見 10	60
	保有資格の状況確認について（消防職員課）	意見 11	62
	日常点検表の日次チェック漏れについて（警防課）	結果 2	62
	システム保守業者との連絡表の進捗管理について（指令課）	意見 12	63
	源泉徴収漏れの再発防止策について（消防団活躍推進室）	意見 13	64
	査察に関する進捗管理の徹底について（査察指導課）	結果 3	65

事務等	表題名	結果 又は 意見	ページ 番号
	定期的な消防局による進捗のモニタリングについて (査察指導課)	意見 14	66
	消防団員の入団時の確認手続について (消防団活躍推進室)	意見 15	68
事務の効率化	車両運行日誌について (警防課)	意見 16	69
	救急車両等への ETC の設置について (警防課)	意見 17	71
		意見 18	72
	消防同意事務に係る人員について (査察指導課)	意見 19	72
	消防同意事務の効率化に向けた職務分担について (査察指導課)	意見 20	73
	消防同意の指導あり件数減少に向けた取組みについて (査察指導課)	意見 21	73
組織体制及び事務事業の合理化・規模の適正化	さいたま市防災展示ホールの運営事務について (予防課)	意見 22	76
	全国消防救助技術大会について (警防課)	意見 23	78
	消防音楽隊の在り方について (消防総務課)	意見 24	80
		意見 25	81
	消防団員の増員について (消防団活躍推進室)	意見 26	83
	防火水槽の水利調査について (消防施設課)	意見 27	87
	消火栓の水利調査について (消防施設課)	意見 28	89
	防火水槽敷地の貸借契約について (消防施設課)	意見 29	89
	消防署員による防火訪問について (予防課)	意見 30	90
計画の進捗状況	さいたま市消防力整備計画の進捗状況について (消防企画課)	意見 31	97
	さいたま市消防団充実強化計画の進捗状況について (消防団活躍推進室)	意見 32, 33	105

3 まとめ

今回の監査の過程で、いくつかの消防署にて実地監査を実施したが、頻繁に緊急通報のアナウンスが流れる中、監査対応をしていただきつつも、いざ、現場出動指令が発せられると、躊躇なく出動準備に取り掛かる姿勢を間近に触れることができ、日々の消防署員の消防活動や救急活動の重要性について改めて実感することができた。また、消防署員の活動を支援する消防局職員についても、消防署員が円滑に活動できるよう日夜創意工夫を積み重ねて支援していることも実感することができた。

このことを踏まえつつも、今後、消防行政がより円滑に機能し、住民サービスの向上に資するための一助として、今回の監査の過程で気づいた事項について「第4章 監査の結果及び意見」に結果や意見として記載している。意見や結果の中には、異なる事務事業ではあるが、今後消防局として取り組むべき共通の課題、あるいは局全体として取り組むべき課題も認識したところである。

この点について、以下取りまとめた。

(1) 消防局と消防署との指示報告の方法について

緊急対応等の有事への対応に消防局のリソースを集中させるためには、必要な事務作業であってもより効率的に実施する必要がある。

今回の監査の過程で、消防局と消防署の事務連絡や結果報告が紙で行われているケースや、Excel等のデータを使用しているもののコミュニケーションが、結果としてアナログに近い形で行われている事務があった（以下、該当する意見のタイトルを記載する。）。

- 特殊勤務手当の管理方法の統一化について【意見 9】
- 定期的な消防局による進捗のモニタリングについて【意見 14】
- 車両運行日誌について【意見 16】

消防局と消防署の活動をより円滑にし、連携しやすい環境を構築するためにも、これらについては、例えば、消防局と消防署の共有フォルダを設けて、その中で報告を行ったり、報告を受けたデータを消防局がリアルタイムでモニタリングできるなどの環境を設定することが考えられる。

また、これらを行うに際しては、「情報管理システム」も有効活用できないかについても考慮すべきではないかと考えられる。「情報管理システム」は、各所管課室からの要望に基づき、随時システムの追加や改修が行われているため、監査意見として記載した上記3点に限らず、消防局と消防署のコミュニケーションをより円滑に行うために改善や工夫できる領域がないかを各所管課室や消防署から募集し、優先順位付けをして、システムの追加や改修を行っていくことも提案したい。

(2) 業務の優先順位付けと人員の適正配置について

「第4章 監査の結果及び意見 2 全般的事項 (2) 組織体制及び事務事業の合理化・規模の適正化」に記載のとおり、消防局で実施している様々な事務事業について、日夜尽力していることは十分に理解することができたものの、一方で、当該事務事業自体や、事務事業を実施するための組織体制の規模が過大又は過少ではないかと感じる面もあった。

限られた予算・限られた人員の中で、適切な規模の組織体制で、適切な規模の事務事業を実施するためには、前年踏襲ではなく、日々変化する社会環境を踏まえて、事務事業の重要性や事務の優先順位を見直し、当該規模に合った適正人員を配置することが必要であると感じた。

(3) その他

さいたま市に対する意見を構成するものではないが、「現在、全国の消防活動は、一部事務組合や広域連合で行われているものを除き、各市町村が単独で事務執行等を行っている。そのため、以下の調達案件についても自治体ごとの仕様となっている。」との担当課よりの説明を受けた。

- ・消防緊急情報システムの仕様
- ・消防車両の仕様
- ・装備品（消防被服等含む）の仕様

消防緊急情報システムについては、基本10年単位で業者を見直すこととなっているが、1秒たりともシステムを停止してはいけないことが参入障壁となっており、実質的に一度決定した業者からの変更は難しく、以降は競争原理の働かない発注となってしまいう可能性がある。

消防車両や装備品についても自治体により仕様が微妙に異なるため、受託者サイドとしては大量生産や量産化が困難な状況となっており、そこに非効率や不経済が生じている可能性がある。

これらは、繰り返しになるがさいたま市独自で何とかできる問題ではないものの、消防関連調達の経済性、効率性の底上げのためにも、全国的に統一化が図られることが望まれる。